

# 市民後見人養成・支援

弁護士法人  龍馬

弁護士 小此木 清

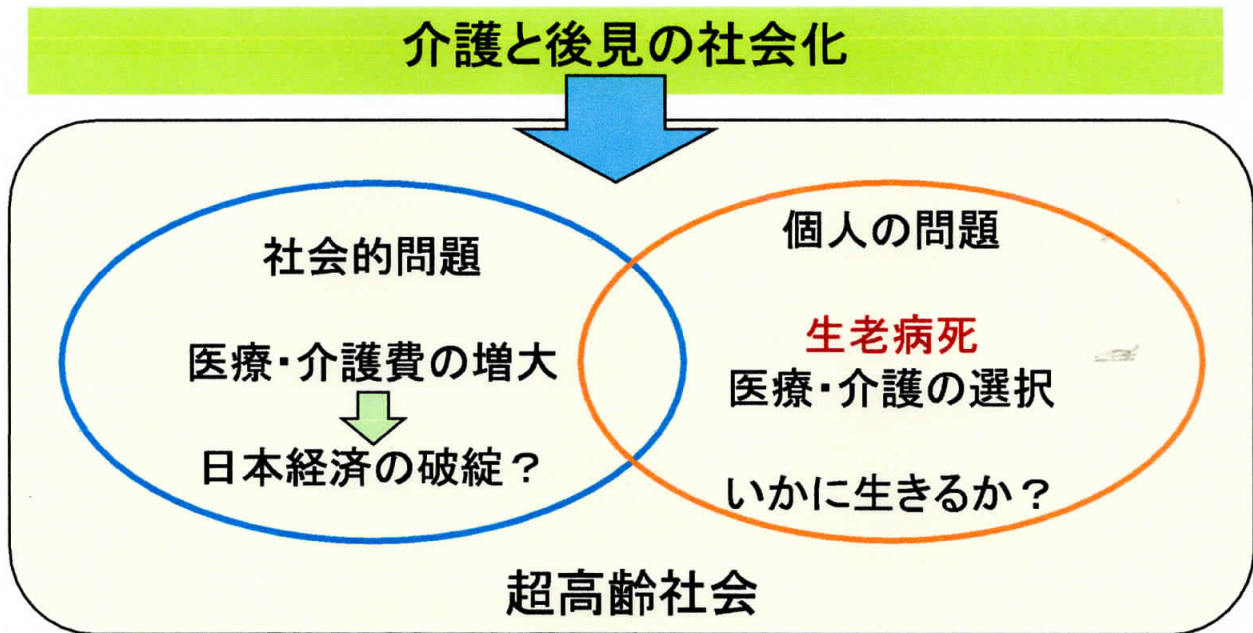


## 措置から契約への移行

- ・ 高齢者①意思決定支援,
  - ・           ②残存能力活用,
  - ・           ③ノーマライゼーション
  - ・ 高齢者の保護の理念との調和を求める
  - ・ その仕組みが「成年後見」の制度。
- 
- ・ 高齢者であっても、契約を締結しなければ、諸々のサービスを受けることができない。



# 問題の所在



## 認知症者数と成年後見の件数

データ名	平成24年	平成31年
65歳以上の高齢者人口	約3000万人	約3588万人
総人口約1億2700万人に占める割合	全人口の25% 4人に1人	全人口の28.4%
認知症高齢者数 ※ 約400万人が予備軍。	約462万人 7人に1人	約602万人
後見・保佐・補助件数	約18万件	約22万件

# 成年後見の理念

## 自己決定権の尊重

- 本人の自立の尊重。
- 被後見人の選挙権を奪うこととなった公職選挙法11条は憲法違反。

## 残存能力の活用

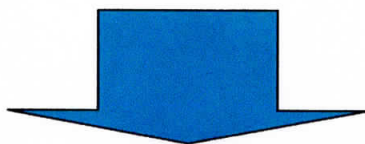
- 能力制限は最小限、
- もともと持っている能力をできるだけ回復させ、活用。

## ノーマライゼーション

- 健常者と同一条件で通常の生活ができるよう
- 諸条件を整備しなければならないのが原則。

## 任意後見

本人が判断能力を有している間に、  
将来自己の判断能力が不十分になったとき、  
後見事務の内容と後見する人(任意後見人)を、  
自ら事前の契約(公正証書)によって決めておく制度。

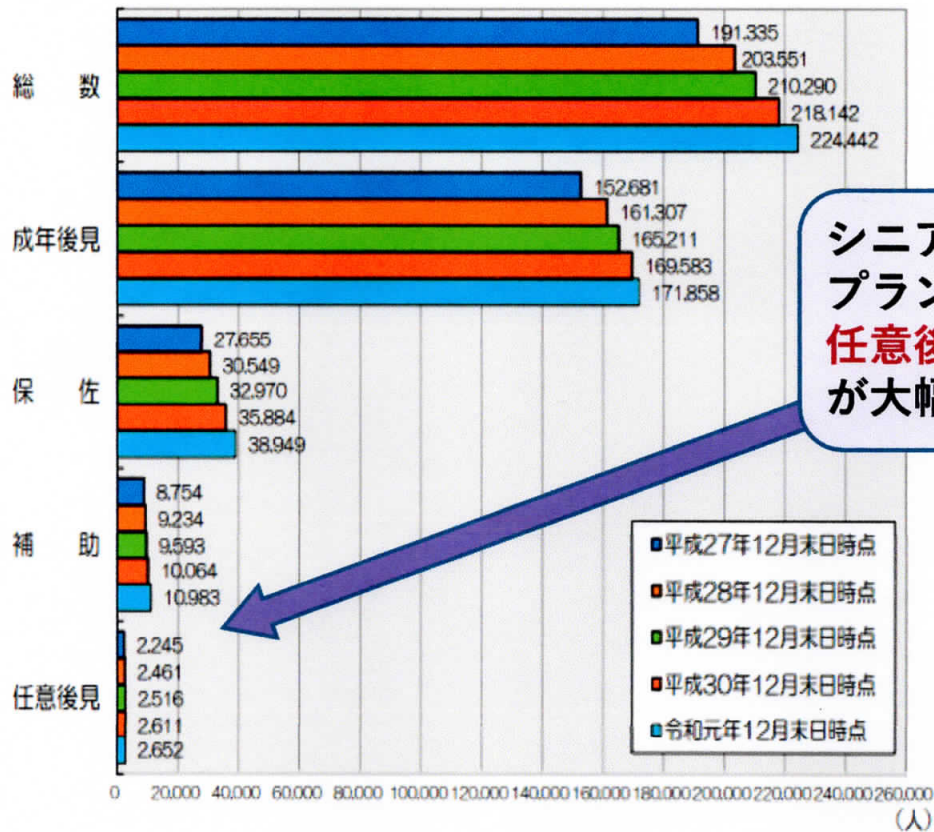


、最後まで自分らしく生きるために、  
「事前に老後に備えたい」と考える  
高齢者のニーズに応える制度。

任意後見が高齢者の尊厳(自己決定)に資する!

(資料11) 成年後見制度の利用者数の推移

最高裁判所事務総局家庭局出典



シニアの事前の  
プランニングにより、  
任意後見の利用件数  
が大幅に伸びる！

## 利用者(被後見人)の健康配慮を 規定する民法858条の解釈

- 成年後見人は、被後見人の**健康配慮**をする。
  - a 「**入院等**に関する契約、費用の支払」
  - b 「本人の住居費用の支払」
  - c 「**老人ホーム等**の入退所契約、費用の支払及び処遇の監視等」
  - d 「介護に必要な契約の締結、費用の支払」
  - e 「教育・リハビリに関する契約の締結・費用の支払」



# 医療同意の問題

- 法は、後見人の医療同意権を認めない。
- 同意の根拠・限界等について社会一般のコンセンサスが得られていない。
- 現状、後見人は、医師から同手術の説明を受けた旨の但し書きを記載した上で、署名に依っている。



# 市民後見とは

→認知症の高齢者や知的障害者ら、  
判断能力が不十分な者を保護するため、  
地域の一般市民が本人に代わって、  
介護保険契約の締結などを行うこと。

- 市民後見人の素養は、
- 地域社会での生活の延長線上で、
- 高齢者の立場(尊厳)に立って、
- その人の生活を支援するために
- 何が最善なのかを考える。



## ～市民後見人として期待される方～

1. 認知症高齢者(尊厳)や障害者の理解。
2. 福祉サービスの概要を理解。
3. 権利擁護をよく理解し、高い倫理観。
4. 成年後見事務まで理解。
5. 高崎市民又は高崎市在勤の方で、  
「社会・地域貢献」活動してくれる方



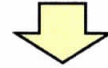
# 市民後見人養成・支援

市民後見人業務を行う  
法的知識, 技能, 倫理に  
つき, 研修を実施,

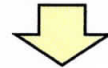
適任者を家裁へ推薦。

市が, この業務をNPO法  
人へ委託。

後見業務は, 日常的に諸々  
の法的問題解決を要する



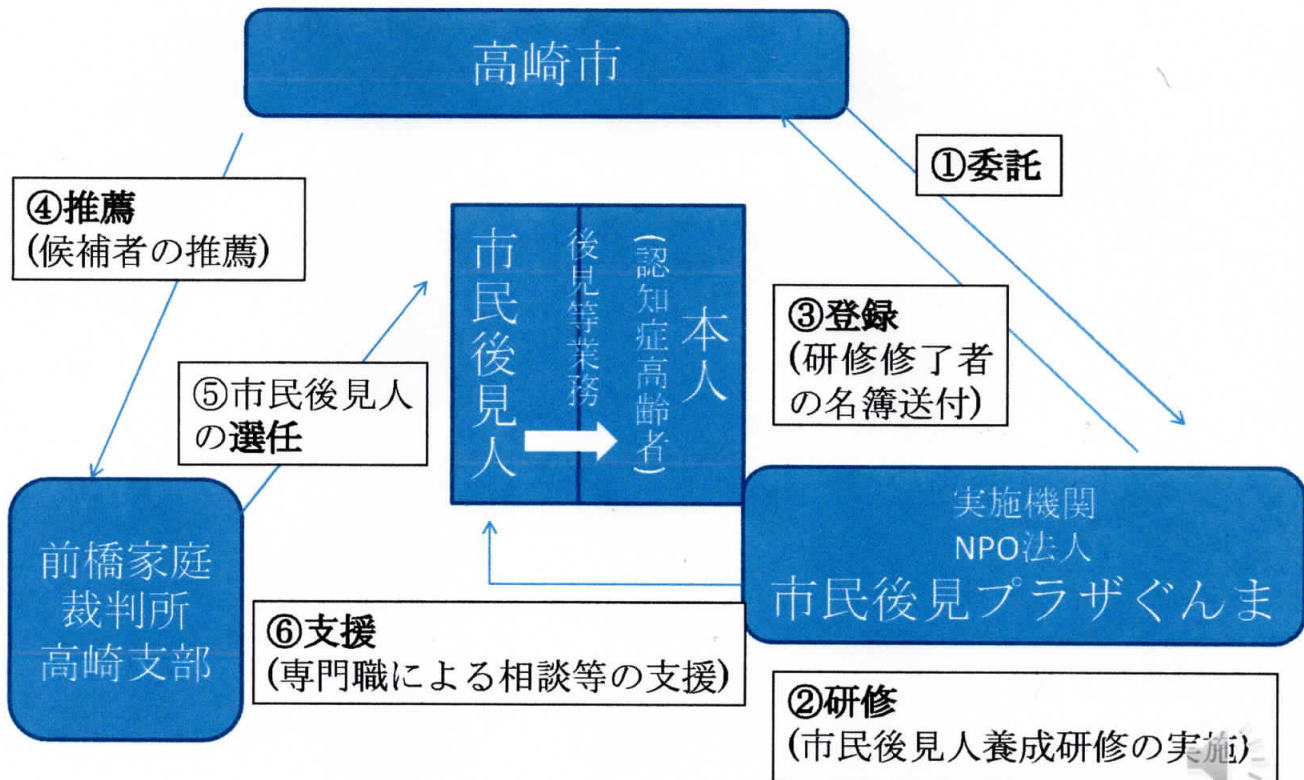
地域で継続性ある  
専門職による後見支援組織が  
必要



弁護士法人龍馬・社会福祉士

13

## 市民後見人活用図



# 市民後見人受任調整の基準

## ア 受任可能な事案

- ①紛争が絡まない
- ②本人の家族や親族等がない

## イ 受任不適切事案

- ①本人に対する家族からの虐待がある
- ②親族同士が係争関係
- ③多額の財産管理や不動産収入等の管理が予定
- ④不動産処分が予定
- ⑤相続手続等, 専門的な知識を要する



# 市民後見人の活動支援

## 1. 選任直後の活動への支援

- ① 財産目録の作成等
- ② 家庭裁判所への報告



専門職の相談・サポート

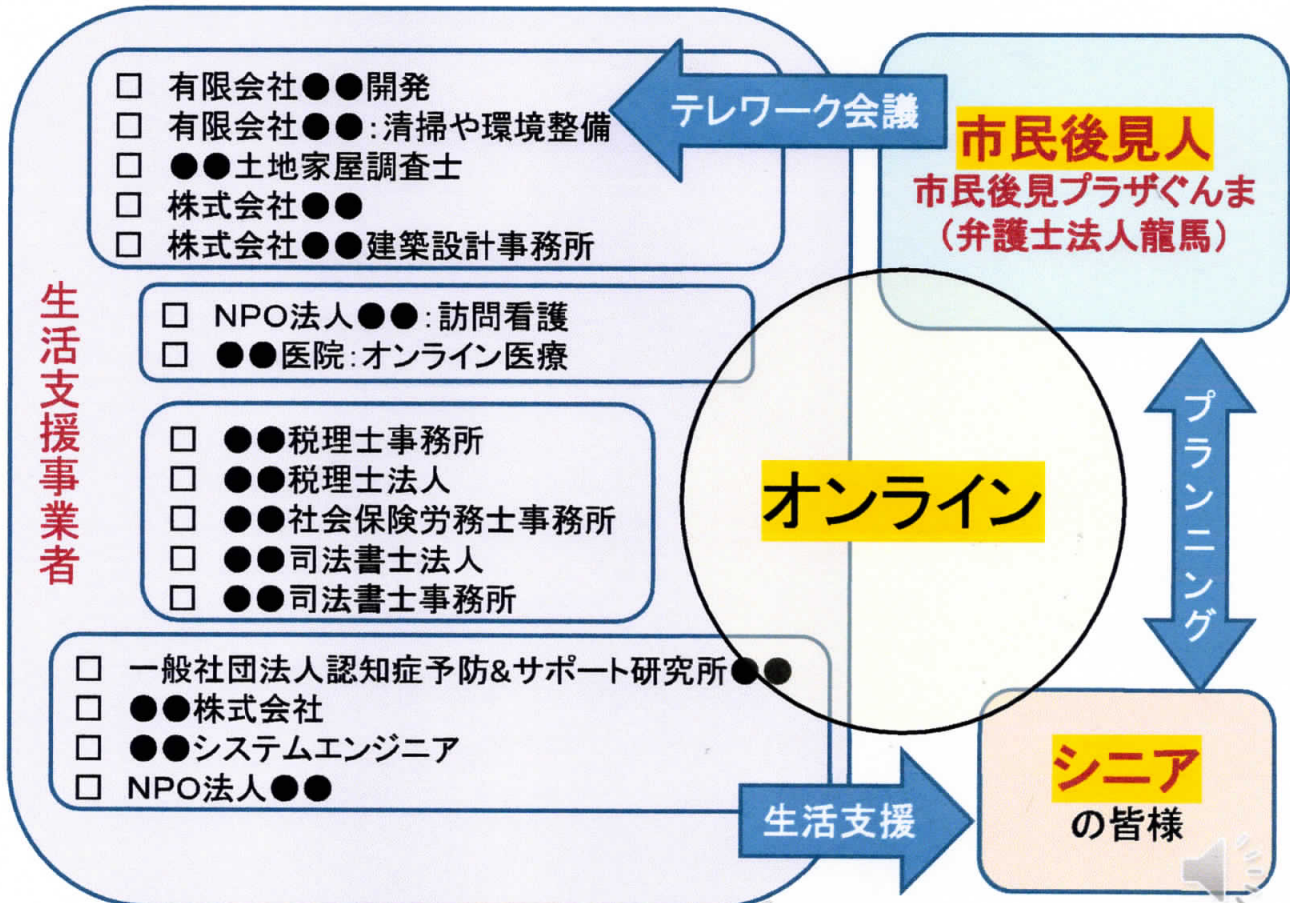
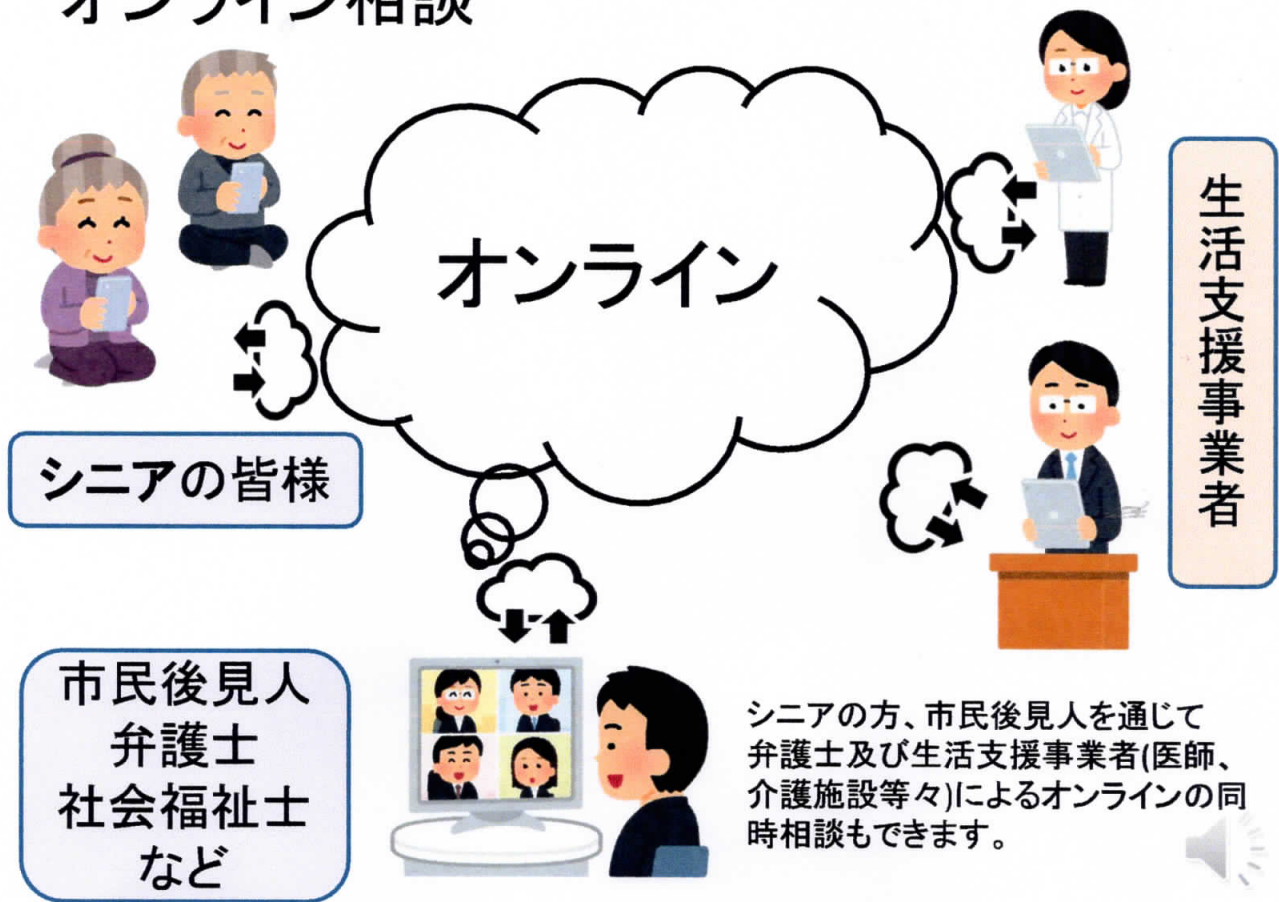


2. 後見活動へのリスクの対応 ~ 損害賠償責任保険 ~





# オンライン相談



# NPO法人市民後見プラザぐんま

## 弁護士法人龍馬

### ★ NPO法人市民後見プラザぐんま

高崎市金古町1221番地

法人電話 080-9265-0763

Email: [info@npo-shiminkouken.jp](mailto:info@npo-shiminkouken.jp)

URL : [www.npo-shiminkouken.jp](http://www.npo-shiminkouken.jp)

### ★ 弁護士法人龍馬

電話:027-372-9119

FAX:027-372-2210

